⑵　文部科学省における令和３、４年度の「管工事」に係る一般競争（指名競争）参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,100点以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　総合評価の評価項目に示す「工事全般の施工計画」の欠格に該当しないこと。

⑸　平成17年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす冷暖房衛生設備の新設又は改設工事（冷熱源機器容量の合計が700kW以上及び冷温水配管等の施工（試運転調整を含む））を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一社が上記の施工実績を有すること。

①　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で延べ床面積3,500㎡以上の施設

②　恒温恒湿での美術工芸品の展示室（展示ケースによる恒温恒湿の展示室は含まない。）を有する美術館又は博物館

ただし、上記①及び②は同一工事でなくてもよい。

⑹　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第３項ただし書及び建設業法施行令第28条に基づき、監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置した場合は、監理技術者の兼務を２件まで認める。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　上記２⑸に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一社の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされてない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人国立美術館又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号　文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。（詳細は入札説明書による。）

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。（入札説明書参照）。）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」並びに「企業の信頼性・社会性」、「技術提案書等」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次のｱ、ｲの要件に該当する者のうち、⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ｱ　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

ｲ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は下記⑶①、②及び③において技術提案書の内容に応じ、最高38点を与える。「施工体制評価点」は、下記⑶④において企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。

②　加算点の算出方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記⑶の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　ワーク・ライフ・バランス等の推進

ｱ　ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

②　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

ｱ　本施設の更新工事における施工の品質向上又は施工の生産性の向上に関する具体的な取組とその効果

③　工事全般の施工計画

ｱ　本施設の更新工事における施工上の配慮すべき技術的事項について

④　企業の施工体制

ｱ　品質確保の実効性

ｲ　施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責により、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒110―0007 東京都台東区上野公園７－７　独立行政法人国立美術館国立西洋美術館総務課会計担当係　ＴＥＬ03―3828―5143

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

交付期間　令和３年２月12日（金）から令和３年３月４日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで。

交付場所　上記⑴に同じ。

交付方法　上記⑴へ事前連絡の上、同所において受領すること。

⑶　申請書の提出期限、場所及び方法

提出期限　令和３年３月５日（金）17時00分まで

提出場所　上記⑴に同じ。

提出方法　持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るもので、上記提出期限内必着。）